

めむろ 社 懐 だより

毎月1回発行
2月号 No. 273

平成22年2月12日発行
社会福祉法人芽室町社会福祉協議会
東4条4丁目 TEL(62)1616・FAX(62)1657
http://business4.plala.or.jp/m-syakyo/

※「社協」とは、社会福祉協議会の略称です。

心あたたまるご支援ご協力、誠にありがとうございました!

赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金の結果報告

平成21年度「赤い羽根共同募金運動」

総額**3,412,357円**(総件数1,561件)

■寄付者一覧(順不同・敬称略)※12月25日～1月31日現在

【封筒募金】

スナック アムール 大友久子・大友剛・小林祐介・関哲・尾藤光一・小笠原義昭・東芽室太第二・山川茂己・山川幸也・鈴木英世・鈴木捷一・大野勝寿・若井和博・大友信行・報徳

【老人クラブ・ボランティア・窓口募金】

匿名・芽室町保健福祉センター募金箱・芽室町農業協同組合募金箱・芽室町役場募金箱・地域活動支援センターアットホームめむろ募金箱

平成21年度「歳末たすけあい募金」

総額**593,619円**(総件数61件)

■寄付者一覧(順不同・敬称略)※12月25日～1月31日現在

YASAIグループ・コスモス会 会長 宗像昌一・平野隆・小笠原義昭・江口美生男

平成21年度「歳末たすけあい募金」配分実績

皆さんからお寄せいただいた浄財を財源に、以下の46世帯に配分しました。

- ◆重度身体障がい者(児)世帯 5世帯
- ◆ひとり親世帯 5世帯
- ◆ひとり暮らし高齢者世帯 31世帯
- ◆その他の準要保護世帯 5世帯

この他にも、氏名掲載を希望されない多くの方々にご協力いただいています。この場より厚くお礼を申し上げます。



来年度も芽室町民皆様のご支援とご協力をお願いします!

善意に厚く
感謝いたします

- ▽青葉西 藤森 幸子 さん 50,000円 夫の死去に際して
- ▽一般社団法人めむろシニアワークセンター互助会会員一同 7,700円 社会福祉事業に
- ▽錦町 吉田 元嘉 さん 100,000円 妻の死去に際して

平成21年12月25日～平成22年1月31日 (個人情報保護法により、同意された方のみ氏名などを掲載しております)

事務所が移転します。

平成22年4月1日から、芽室町社会福祉協議会の事務所がふれあい交流館に移転します。詳細については、次号(3月号)でお知らせします。

一般社団法人めむろシニアワークセンター からのお知らせ

平成22年度新規会員募集中!!

「めむろシニアワークセンター」では、町内在住の概ね60歳以上で働く意欲のある方の登録を呼びかけています。

★主な作業内容：農作業全般、食品工場作業、一般軽作業、剪定、筆耕、バス運転、厨房など

★登録方法：登録を希望の方は、直接シニアワークセンターにおいでください。

事務所が移転します

平成22年4月1日から、事務所が下記住所に移転する予定です。なお、新しい電話番号などの詳細は次号(3月号)でお知らせします。

★移転先：〒082-0030 芽室町本通8丁目1-1

★施設：芽室町町民活動支援センター(旧芽室公園管理事務所)

※3月下旬までは、現在の芽室町保健福祉センター(あいあい21)2階で事業を行います。

問い合わせ先…めむろシニアワークセンター

(月～金曜日 8時30分～17時30分)※土・日・祝日休み

芽室町東4条4丁目5 芽室町保健福祉センター(あいあい21)2階

☎61-3623 【担当：阿部(携帯090-1649-3533)、西本】



新年会



町民活動支援センター

心配ごと相談日程

日 時	時 間	会 場	専門相談員(予定)
2月24日(水)	13時15分～15時30分	保健福祉センター 2階 静養室	土岐 一雄(人権擁護委員) 江口 久子(")
3月10日(水)	"	"	松久 満夫(行政相談委員) 江口 久子(人権擁護委員)

★問題解決に向けたアドバイスや関係機関などへの橋渡しを行います。

★概ね月2回、第2・第4水曜日に開設しています。

★上記時間内で、電話での相談も可能です。☎62-2611(内563)

ふれあい交流会日程

日 時	会 場	内 容	担当ボランティア
2月24日(水) 11時00分～	中央公民館	通常交流会	さつき会
3月12日(金) 11時00分～	"	"	かしわ会

ご協力ください

芽室町社会福祉協議会では、書き損じハガキ(官製ハガキ)の寄付をお願いしています。枚数の多少に関わらず、ご協力いただける方は、お手数ですが事務所(☎62-1616)までご連絡ください。職員が受け取りに伺います。

福祉の豆知識②

▽交通バリアフリー法

2000年(平成12年)11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称・通称です。

この法律は、公共交通機関の旅客施設(駅や空港)または乗り物などのバリアフリー化(駅構内にエレベーターやエスカレーターなどを設置する、乗降しやすい低床式バスを導入する、駅周辺に音声案内付き信号機を設置する等)を推進し、もって移動の利便性及び安全性の向上、公共の福祉増進を目的としています。

交通バリアフリー法は、12月号(No.271)で紹介したハートビル法同様、2006年(平成18年)12月、バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が成立・施行されたことに伴い廃止されました。